

松木晶裕局長

御起立願います。礼。御着席ください。

渡部泰明会長

皆様、おはようございます。

本日も、総会に御出席いただきありがとうございます。

それと、本日、議題に入ります前に、既に皆様方御承知かと思えますけれども、北条の正岡地区、村上光夫委員が9月29日、御逝去されました。葬儀は10月3日、とり行われたところでございます。

皆様方とともに御冥福をお祈りし、哀悼の意を表したいと思えます。以上でございます。

それでは、ただいまから、第162回総会を開会いたします。

本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを、まず御報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の家久委員、潮見地区の寺井委員のお二人にお願いいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、事務局の方をお願いいたします。本日も、前回同様わかりやすい説明を心がけていただきますようお願いいたしますとともに、委員方、どの場面でも構いません、御遠慮なく質問していただきたらと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは、御報告いたします。

平成29年8月28日～9月25日に専決処理した案件は10件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら10件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地7件、3,509平米、商工業用地3件、1,722平米となっております。

以上でございます。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年8月28日～9月25日に専決処理した案件は16件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら16件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地11件、6,357平米、商工業用地5件、5,245平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」につ</p>

<p>渡部純三主幹</p>	<p>いて議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。本議案なんですけれども、先月は第18条の通知ございませんでしたので、どういうものかちょっと説明させていただきます。</p> <p>農地の賃借権の解約が、双方の合意により、その解約によってその農地を引き渡す日となる期限前の6カ月以内に成立した旨が、書面において明らかであるものについて、届出がなされたものでございます。</p> <p>いわゆる農地法第3条とか、農地法が施行される前の残存小作等の賃借権について、双方が合意をして届出を出した場合の通知というふうな形になります。</p> <p>それでは、議案について説明させていただきます。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から議案第3号について説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>お手元に、審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約167アールを耕作する農業者でございます。</p>

このたび、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約66アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大及び効率化・安定化を図るとし、農業に精進するものでございます。

3番、譲受人は、農地約64アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約20アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅及び自作地に近く、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は、新規農業者でございます。このたび、父親より本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました。

それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、4番は、所在地・住所地ともに味生地区でありますので、森山委員からお願いいたします。

森山邦雄委員

ただいま、事務局から説明がありましたように、譲受人は、農地約20アールを耕作する兼業農業者であります。今般、自宅に近い本申請地を取得し、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。

また、当申請地につきましては、従来どおりの耕作形態で、近隣農家との協調を図りながら耕作するというところで、農業に対する意欲も十分見受けられますことから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

<p>渡部泰明会長</p>	<p>以上です。</p>
<p>中原久寿委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、5番でありますけれども、所在地・住所地ともに正岡地区であります。先ほどお話しいたしましたとおり、村上委員御逝去のため、難波地区の中原委員からお願いいたします。</p> <p>はい、そうしましたら、地元審査の説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がございましたように、借受人は、正岡地区に居住しております。このたび、正岡地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>農作業歴につきましては、10年の実績がございます。また、耕作意欲につきましても十分感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして、事務局並びに地元委員からの説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、1番及び2番並びに次の第6号議案「農地法第5条許可申請」1番と関連する同一事業者の案件ですので、一括して御説明いたします。</p>

本件申請人は、各種社会福祉事業を行う社会福祉法人でございます。このたび、地域の社会福祉向上のため、1番で定員6名の女性用グループホームを、2番で既存駐車場の進入路の拡張、並びに、第6号議案1番で定員6名の男性用グループホーム及び作業場を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、伊予鉄道平井駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

なお、3件あわせて申請面積が1,000平米以上となる案件でございますので、後ほど、一括して地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、本件申請人は、市内恵原町に居住する農業者でございますが、このたび、近隣事業所の要望により、本申請地を11台分の従業員用貸露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件申請人は、農地約36アールを耕作する兼業農家でございますが、平成4年当時、農地法の許可を得ず、本申請地へ農業用倉庫を増築並びに農作業場を設置していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました。

それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。事務局から今説明がありましたように、1番、2番、それと、次の9ページになりますけれども、議案第6号「農地法第5条許可申請」の1番、この3件が同一事業者の関連する案件でありますので、これらをあわせて、小野地区の家久委員からお願いいたします。

家久 英雄 委員

はい、それでは、御説明申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請者は、障がい福祉事業の運営を行っている社会福祉法人でございます。このたび、近年の障

	<p>がい福祉サービスの需要の増加に対して、既存施設での対応が困難になったことから、その要望に応えるため、グループホーム、男性棟及び作業場、それと女性棟を新築するため、また、隣接する露天駐車場の進入路が狭小のため不便を来していることから、その解消のため本申請に及んだものでございます。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元では了承いたしたわけでございますが、なお、本件での御審議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号と、6号の1番につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は、先ほど第5号議案「農地法第4条許可申請」1番及び2番で、同時に了承いただいた関連案件でございます。</p> <p>2番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄道梅本駅からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、市内久米窪田町で高齢者総合福祉施設ガラリヤ久</p>

米を運営する社会福祉法人でございますが、既存の駐車場が手狭で、何かと支障を来していることから、新たに、隣接する本申請地を取得し、21台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、現在、市内市坪二丁目に居住し、昨年3月に定年退職を迎えましたが、このたび、本申請地を取得し、新たに喫茶店を開業したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、現在、大阪市で借家住まいをしながら、獣医師として動物病院勤務をしておりますが、このたび、本申請地を取得し、動物病院併用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、建設工事を主な業務とする法人でございますが、このたび、事業所が松山伊予線交通安全施設整備工事に伴い愛媛県に買収されたことから、その代替として、本申請地を取得し、事務所・車庫・作業場・倉庫を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、自動車専用道路の出入口からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を父親より譲り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。



渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。6番は、所在地が浮穴地区でありますので、南委員お願いいたします。</p>
南 耕 一 委 員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市古川北一丁目に本店を構え、土木工事業等を営む法人です。</p> <p>譲受人は、県道拡幅工事に伴い本店敷地の一部が愛媛県により土地収用となり、事務所・作業場等を構外再築するための代替地を探していたところ、本申請地を見つけ、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承したわけですが、なお、本総会での御審議をよろしくお願いします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>ちょっとこの際、皆様方にお知らせしておきますけれども、この4条、5条で、県知事に意見を送付する。今回はないんですけれども、県の農業会議の意見を聴いた後というのが、前回、前々回の総会で出てきたと思いますけれども、これらの県の農業会議の総会に、私も8月、9月と、二度出席いたしました。その会で、いずれも承認されておりますので、この際、お知らせしておきたいと思います。</p> <p>それでは、次に、議案第7号、「平成29年度第7号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

片山剛主査

はい、それでは、御説明いたします。まず、「農用地利用集積計画」とは何かというところから、簡単に説明させていただきます。

農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借などを集団的に行うために、市が、同一の計画書において個々の権利移動をまとめて、集団的に貸借などの効果を生じさせるものです。

この計画に位置づけられた貸借などの権利移転については、特例として、農地法第3条に基づく許可は不要となっております。

農業委員会では、この総会でその計画を決定して、その後、松山市の方で公告をしまして、正式に権利移動の効力・効果が生じるというような流れとなっております。

それでは、本日の案件について御説明いたします。

本日の案件18件のうち、貸借権の設定は4件、使用貸借権の設定は13件、所有権の移転が1件で、設定総面積は、129,341平米です。その内訳は、新規が39筆、更新が13筆、贈与が2筆となっております。

案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1の譲受人は、地方公共団体で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしております。この地方公共団体、松山市長となっておりますけれども、これは、農業指導センターが圃場として使用するために、使用貸借権を設定して借り受けるという形になっております。

番号2～5の譲受人は、約197アールを耕作する農業者で、継続して、また、新たに期間貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしております。

番号6の譲受人は、約54アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしております。

番号7～17の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、あわせて、農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしております。

番号18の譲受人は、約295アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与で取得することにより、経営の安定を図るとしております。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成29年10月16日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第7号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第8号では、この利用権設定がされた農地を、農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>なお、意見を求められた農地は全部で43筆、総面積は112,460平米で、設定する権利は全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は12月中旬の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号議案、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>なお、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。</p>

渡部泰明会長	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年8月28日～9月25日に専決処理した案件は21件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら21件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>本日の提出議案10件、全て終了いたしました。</p> <p>委員何か、御質問でも御意見でも何でも構いませんが、ございませんでしょうか。</p>
田中正人委員	<p>すみません、ちょっとお尋ねしてよろしいですか。</p>

渡部泰明会長	はい、どうぞ。
田中正人委員	<p>私どもの近くで、農業者じゃない人が農地を借りて、1反ほどですけど、ビニールハウスを建ててキノコか何かをやろうということのようですが、それで、借りるならきちんと農業委員会に行って手続をおしよと言ったら、こちらにも出てきたようなことを言っておりましたが、そのままおやりやと言ったようなので、農業委員会はタッチしないような口ぶりでありました。</p> <p>というのは、彼は1反借りてやるだけで、ほかに持っておりません。ただ、自分の里にはあるようなんですけど、それは人に貸してるんで、農業者として認められないんで、もし農業委員会通して新規参入ということになれば、3反ですかね、それが借りれないのでということで、今それが進んでおりますけれども、こうなりますと、我々としてはどういうふうに対処するんでしょうね。ちょっとお尋ねしたいと思ひまして。</p>
渡部泰明会長	<p>わかりました。</p> <p>事務局、今の下限面積の関係とか、自分の土地はまた別にあつて、それは人に貸しておると。そういうふうな現状を踏まえて、今の質問に答えていただけますか。</p>
渡部純三主幹	<p>はい。農地法第3条の許可なんですけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、自分の所有されてる農地を人に貸してるということと、あとは、人から借りてビニールハウスをされている所が市内にあるということで、基本的には、人に貸し付けている所なんですけれども、これが残存小作等であれば、相手方の意向もあると思うので解約は難しい場合があるんですけれども、もし解約をされて、借りてるビニールハウスの所と合わせて3反以上になるようであれば、3条の許可申請をするなりしていただくというのが正当な手続になろうかと思ひます。</p> <p>仮に、今回おっしゃられてる所が、所有者の方から委託とかいうような形で管理をしてくれというだけのことであれば、それが個々の管理委託になってくれば、3条以外のことにもなってくるかなというようなところもあるんですけれども。ちょっとそのあたりの事情が、どういうふうな形で耕作されてるのか……。</p>

田中正人委員	<p>いや、これから借りて、ビニールハウスを建てて、そこでキノコを栽培しようと言うんで、それが1反ほどで、もうかったら広げたいとは言っておりましたが、それはわかりませんですけども。</p> <p>今、彼は、自分の土地は一切ないと見た方がよろしいかと思うんです。今貸してると言うんですから。貸しとるんはどうも自分の農業者としてのあれにはならないように、彼はそう言っておりましたから。</p>
渡部泰明会長	<p>農業用地ではないということですか。</p>
田中正人委員	<p>いやいや、それを貸してるから、自分が農業者として認められる農地ではないと。</p>
渡部泰明会長	<p>どして認められんのですか。</p>
田中正人委員	<p>知らないそれは。私としてはわかりません。そういうふうに言っておりましたんで。1回農業委員会行っとおみやとは言うといたんですけどね。こちらへ1回出てきたとは言っておりましたが、確たる返事はなかったようでありますけども。</p>
渡部純三主幹	<p>農業委員会の方にその方が1回来られて御相談をされたと……。</p>
田中正人委員	<p>と、彼は言っておりましたがね。私は行きなさいよとは言うといた。そうじゃないと、借りてやるのにね、対個人のでやったとしたら、借地権でやるとなったら、後々問題が起こるんじゃないのと言うといてきましたんですけどね。問題が起こらないならいいんでしょうけど。</p>
渡部純三主幹	<p>農地法の3条の許可をとっていない賃貸借の契約とかは無効になりますので。そのあたりは、御本人が来たら、おそらく説明はしとろうかと思えます。</p>

田中正人委員	<p>そうですか、わかりました。また今度、本人に会いましたら確認はしますけども。</p> <p>実際に、3反をクリアできん人がやるというのは、非常に、我々としてもはたに見てるもんも危ういんですよね。途中でいかんので逃げられたりしたら、どうにもならんという気もせんでもないんです。うまくいけばいいんですけどね。そんなことで、ちょっと心配しましたんで。また会ったら聞いてみます。ありがとうございました。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、お願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>[質問等なし]</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ないようでしたら、事務局の方から事務連絡等がございますので、事務局、お願いします。</p>
片山剛主査	<p>失礼いたします。事務局から連絡事項がございます。</p> <p>次回の、11月10日金曜日に予定しております総会の、開催時刻の変更についてでございます。11月10日当日、総会終了後に、委員研修会、農業委員・農地利用最適化推進委員全員を対象にした研修会を、もしかしたら会場の方が都合により変更になるかもしれませんが、この場所、KHビルの第3会議室で開催する予定としております。</p> <p>それで、開催時刻の方なんですけれども、総会が11月10日午後1時から、大体1時間程度を予定しております。その後、休憩を挟みまして、午後2時30分から、1時間半から2時間程度を委員研修会という形で開催する予定としておりますので、いつもの総会の開会時刻と変更となりますので、お間違いのないようによろしくお願いいたします。正式な御案内につきましては、また、文書で後日、各委員に送らせていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>それで、委員の皆様、地域における日々の活動を行っている中で、御不明な点など、こういうことを聞いてみたいとかいうような内容がございましたら、事前に、事務局の方までお知らせいただいたらと思います。</p>



	<p>それと、委員研修会の出欠の報告については、後日、文書が届きましたら御確認いただきまして、電話でも、職員に直接お伝えいただくのも結構ですので、御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>どうぞ、続いてやってください。</p>
松木 晶裕 局長	<p>以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>もうないですか。事務局、今度の高知の視察研修がありましたね。この件について何か……。</p>
片山 剛 主査	<p>すみません、失礼いたします。 視察研修については、先月の総会で、日時等御説明、御案内はさしあげたんですけど、バスの乗降場所について、もし変更がございましたら。今、北条と、松山市役所前と、あと松山インター近くになるんですが、この3カ所を乗降場所に予定しておりますので、もし変更などがございましたら、御連絡いただいたらと思います。 以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。 委員方、既に出欠報告を届けされたかと思えますけれども、例年、ちょっと出席人数が少ないので、忙しい時期だとは思いますが、いい勉強になろうかと思えますので、行けますようであれば、既に欠席で届けはしておるけれども、今日、出席に切り替えたいという方がいらっしやいましたら、お知らせいただいたらと思います。いい勉強になると思えますので、よろしくお願いいたします。 じゃあ事務局、それでいいですね。 それでは、以上で、第162回総会を閉会いたします。</p>

松木晶裕局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 13 分閉会